

公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標の一部変更について

公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標（平成23年10月25日議決）の一部を次のように変更する。

前文中「都市研究の拠点として大阪市を核とした関西圏の発展や国際化をリードし」を「強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として大阪の成長に貢献し」に、「理事長兼学長」を「理事長及び学長」に改める。

第3の1(1)中「理事長兼学長のリーダーシップのもと、組織ガバナンスの向上のための経営組織」を「理事長のマネジメントのもと、学長が教育研究においてリーダーシップを発揮し、効果的な運営体制」に改める。

第6の4の次に次のように加える。

5 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進

世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪府立大学と緊密に連携を図りながら、平成28年度の大阪府立大学との大学統合をめざし、設立団体がその議会等における新大学に関する議論を踏まえて定めるスケジュールに沿って、段階的に準備を進める。

平成25年11月 19 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

公立大学法人大阪市立大学の理事長及び学長による効果的な運営体制の構築を業務運営の改善及び効率化に関する目標とするとともに、大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進を業務運営に関する重要目標に加えるため、公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標の一部を変更する必要があるので、地方独立行政法人法第25条第3項の規定により、この案を提出する次第である。

公立大学法人大阪市立大学に係る中期目標

前文

大学は、教育研究活動により、新しい価値を創造し知識基盤社会を牽引する力となることが求められている。

我が国では50パーセントを超える大学進学率と少子化の進展により、いわゆる大学全入時代となる一方で、大学教育の多様化及び自由化が進行する中、大学は、教育研究活動の質を保証し、その改善に向けて弛ま^{たゆ}ない努力を続けていかなければならない。

また、時代とともに大学が社会に開かれた存在となるにしたいが、大学は、学問の自主性や自律性を尊重しつつ、時代の要請を意識して活動し、そのあらゆる活動を公開し説明する責任を担っている。

大阪市立大学は、我が国で数少ない公立の総合大学として130年余りの歴史と伝統を有しており、「大阪市立大学憲章」の基本的精神を踏まえ、大学の普遍的使命である真理の探究はもとより、都市型総合大学として、都市を学問創造の場と捉え、都市の諸問題に取り組み、特に都市科学分野の研究とシンクタンク機能を充実するなど、大阪の活性化になくなくてはならない存在として、市民に開かれ、市民が実感できる形で都市や地域に貢献していかなければならない。

また、総合大学の魅力である多様性を強みとして最大限に発揮し、高度の専門性とグローバルで幅広い視野を有し、都市大阪の成長や地域の発展に貢献する多様で有為な人材を育成していかなければならない。

こうした取組を通じて、「国立大学のコピーであってはならない」という建学の精神に改めて立ち返り、大阪市民の気概と活力により支えられてきた伝統を継承して、高度な教育や先進的で卓越した研究を国際的視点で推進することにより、大阪市立大学が、積極的に入学したい大学として選ばれるとともに、都市研究の拠点として大阪市を核とした関西圏の発展や国際化をリードし、強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として大阪の成長に貢献し

市民に愛され市民が誇る大学となることを期待する。

大阪市立大学にあっては、新しい中期目標のもと、大学のプレゼンスをより一層向上させるため、教職員一人ひとりがその責任を負っているとの共通認識に立ち、理事長兼学長 のリーダー理事長及び学長

シップにより、中期目標の達成に向け、取り組むことを望む。

第1 - 第2 省 略

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営

(1) 組織ガバナンスの向上

理事長兼学長のリーダーシップのもと、組織ガバナンスの向上のための経営組織
理事長のマネジメントのもと、学長が教育研究においてリーダーシップを発揮し、効果
を構築する。

的な運営体制

(2)-(4) 省略

2-3 省略

第4-第5 省略

第6 その他業務運営に関する重要目標

1-4 省略

5 大阪府立大学との統合による新大学実現へ向けた取組の推進

世界的な大学間競争を勝ち抜き、より強い大阪を実現するための知的インフラ拠点として存在感を高めるため、大阪府、大阪市及び公立大学法人大阪府立大学と緊密に連携を図りながら、平成28年度の大阪府立大学との大学統合をめざし、設立団体がその議会等における新大学に関する議論を踏まえて定めるスケジュールに沿って、段階的に準備を進める。

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 省 略

2 省 略

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。